

2024-10-24 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(第8回)
9時59分～12時02分

○藤本企画官 それでは、定刻より少し早いですが、お揃いのようですので始めさせていただきます。ただいまから「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」第8回会合を開催いたします。

皆様には、御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、内閣府防災の藤本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日も、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言される場合以外はマイクをミュートにしていただきますようよろしくお願ひいたします。

また、本会議は、各府省庁、都道府県のオンライン傍聴できる形式を取らせていただいております。オンラインにて傍聴されております皆様におかれましても、ハウリング防止のため、マイクをミュートにしていただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、本日の出欠状況につきまして、事務局より御報告いたします。

馳知事、坂口市長におかれましては、所用により御欠席となっております。

本日のワーキンググループにつきましては、とりまとめに関する議事のみを予定しておりますので、報道関係の方々はここで御退席をよろしくお願ひいたします。会議の円滑な進行のため、御協力をよろしくお願ひいたします。

(報道関係者退室)

○藤本企画官 それでは、配付しております資料の御確認をさせていただきます。

資料につきましては、議事次第、委員等名簿のほか、資料1、非公表資料1と2、非公表参考資料1と2がございます。

不足等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、以下の進行は福和主査にお願いしたいと思います。

福和主査、よろしくお願ひいたします。

○福和主査 福和でございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。

本日の議事は、議事（1）「報告書骨子（案）について」でございますが、まずはその前に、前回の議論に関わることですけれども、資料1の「気象警報や水防警報等の暫定的な運用」の紹介と「第7回ワーキンググループにおける主な意見等」について、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○森久保参事官 事務局の森久保でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今、主査からお話をありましたとおり、まず前回、第7回ワーキンググループの振り返りをさせていただければと思います。

資料があっち行ったりこっち行ったりして恐縮なのですが、非公表参考資料1をまず御

覧いただければと思います。「第7回ワーキンググループにおける主な意見等について」ということで2ページにわたって整理したものでございます。

番号をつけてございます。1番目、大原委員からの意見概要として御紹介しております。この意見概要につきましては、議事要旨として最終的なものにするものでございますが、今日の時点ではまだ御本人の御確認をいただいていない暫定的なものになっておりますので、改めて御確認をさせていただければと思います。

まず大原委員から、能登半島の水害に関しまして、地震に伴う洪水警報等の発表基準の引下げについての御質問がございました。後ほど別の資料で御紹介いたします。

2つ目として、羽田空港の事故についても触れるべき。

3つ目として、自治体の防災職員が少ないことについても触れるべきという御意見をいただきました。これも後ほど御説明いたしますが、反映したいと考えております。

それから、4番から8番まで、多様な職種の方々に災害対応を学んでいただいて御活躍いただきたいということだとか、阪本委員からは、防災士の育成の取組、地区防災計画の策定の取組。加藤委員からは、全国民が努力する必要があるというメッセージ。福和主査からも、住家の耐震化が重要であるというメッセージ。大原委員からは、地震がどこでも起こり得るということだとか、事前の備えの重要さを伝えるべきということがございました。いずれも自助・共助にも関わることでございますので、複数の場所に反映していきたいと考えております。

9番目、酒井委員、食事のところにつきまして、安全とか栄養とかアレルギー対応といったことも重要だということがございましたので、ここにつきましても反映をしたいと考えてございます。

2ページ目に行きまして、同じく酒井委員から、もともと避難所におけるということで書いておったのですけれども、在宅避難者だとか車中泊避難者ということもあるという御指摘も踏まえまして、避難所となっていた記載につきましては、避難生活におけるというような形で修正を加えております。

それから、同じく酒井委員から、仮設住宅のバリアフリーが十分ではなかったことに触れるべきということもございましたので、5-(2)にこれを反映したいと思います。

12から14ページ目につきましては、水害との関係ということでございますけれども、加藤委員から、仮設住宅の入居者に対してリスクを伝えることの重要性。阪本委員からは、地震後の地震による避難生活の長期化で避難所が嫌になったということがあったのですけれども、そういった方に対しても確実に避難を促す必要があるということ。それから、繰り返し被害を受けた場合の支援のあり方についてもということがございましたので、これも7-(3)に反映していきたいと考えております。

次に、資料1でございます。令和6年能登半島地震に伴う洪水・土砂災害に関する警報・注意報の暫定的な運用についてということで、大原委員からの御質問についてでございます。1ページ目、まず左側、洪水警報・注意報ということでございます。面的に中小河川

の危険度を示す予警報ということで運用しておりますけれども、気象庁におきまして、流域雨量指数ということで、降った雨が地表面とか地中を通って川に流れる量を算定する指標でございますが、通常の7割ぐらいで発表をするというような安全側の運用をしていましたということでございます。

それから、同様に右側、土砂災害警戒情報等につきましても、土壌雨量指標基準というものがございまして、土の中に含まれている水分量でございますけれども、これも震度に応じて7割とか8割で発表する運用をしていましたということでございます。

次のページでございます。今度は個別の河川ごとに洪水予警報を出すということで、該当するエリアの石川県管理の9河川につきましても、左側にイメージ図がございますけれども、河川の水位に応じて1、2、3、4、5とレベルがありますけれども、氾濫危険水位とか避難判断水位といったものを発表する水位の基準を示しておりますが、いずれもワンランク下げて、より低い段階からそういった発表をする運用をしていましたということにしてございます。

続きまして、非公表資料1でございます。「報告書骨子（案）」ということで、文字だけでA4縦になっている資料でございます。前回に一部修正を加えさせていただいております。

まず1ページ目、30行目、○として「生活必需物資の調達及び輸送」というところがございますが、ここに羽田空港の事故について記載をしたいと考えてございます。

それから、2ページ目の27行目でございます。「大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成など」ということで、先ほどの福和委員、加藤委員、阪本委員、大原委員からの自助・共助といった話はここにも反映していきたいと考えております。

5ページ目でございます。3-(3)、3-(4)、「避難生活における」となってございます。前回、「避難所における」となっていたものの修正でございます。

14行目でございます。「温かく、栄養バランスが取れているなど」ということでございまして、まずこの○の柱としましては、こういった表現にしてございますけれども、安全、栄養、アレルギー対応といったものにつきまして、ここで記述をしていこうと考えているということでございます。

6ページ目でございます。18行目「被災者ニーズに寄り添った多様な仮設住宅の早期確保」というところで、酒井委員からお話ございましたバリアフリーへの配慮といったものについて記載をするということでございます。

7ページ目でございます。10行目「7-(3). 地震の被災地において発生した水害への対応」ということで、この7-(3)自体を今回新たに足したものになってございます。

その中で、11行目「地震被災地におけるリスク情報の共有」ということで、加藤委員のリスク情報を伝える必要があるということだと、あとは阪本委員の避難を徹底させるべきといったことにつきましては、ここで記載をするということ。

それから、12行目「複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援」ということで、阪本

委員からの支援のあり方について記載をするということで考えてございます。

最後に「8. 引き続き検討すべき事項」ということで、15行目に「自助・共助を促すための…」ということでございますので、様々な自助・共助に関する呼びかけ的なものをここで記載していきたいと考えております。

以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

以上の点に関しまして、皆さん、何か御意見ございましたら。

大原委員はよろしいですか。先ほどの気象関係のことについては。

○大原委員 はい。資料1の情報を調べいただきまして大変ありがとうございました。

○福和主査 そのほか皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に本題に入ってまいりたいと思います。

非公表資料2の「報告書に盛り込む『実施すべき取組』（案）」について、事務局から資料に基づいて説明をしていただきたいと思います。

これまでの委員の御意見をほとんど全て盛り込んだ結果、どうも文章が非常に多くなっているようですので、意見交換の時間を3つに分けて議論をしていきたいと思います。

最初はまずII-1からII-2までの議論をし、その後、II-3からII-5の議論をし、最後にII-6からII-8の議論をしていきたいと思います。

それでは、まず最初に、II-1からII-2までを事務局に説明していただいて、一旦そこで意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局のほう、よろしくお願ひいたします。

○森久保参考官 それでは、非公表資料2でございます。「これまでの議論を踏まえて報告書に盛り込むことが考えられる『実施すべき取組』」ということでございまして、表形式にはなってございますが、最終的な報告書の中で、これからこういうことをやっていくべきというコアになる部分を抽出したものになってございます。

まず、1ページ目から7ページ目までを御紹介したいと思います。

3行目、II-1から始まっております。Iは地震災害の概要についてまとめたものになってございますので、本日この場では御説明を割愛させていただければと思います。

4行目、「1-(1). 人的・建物被害への対応」、「①地震動による建物倒壊等」、6行目に○として「人的被害の軽減及び避難路や進入路の確保等のための建築物等の耐震化の推進」ということで、骨子におきましては、6行目の○の柱についてお示ししていたものでございまして、今回新たにここで言うところの7行目から11行目のポツのところにつきまして、この柱の中で記載すべき具体的な施策について、ここに列挙しているというものになっておりますので、本日はここを中心に御意見をいただけたらと思っております。

7行目からでございますけれども、建築物の耐震化ということで、各インフラの耐震化・強靭化の推進。それに必要となる補助・税制・融資による各種支援とその普及啓発。高齢者世帯が多く住宅の耐震化率が低い地域における対策の推進。本格的な耐震改修等が困難

な場合の暫定的・緊急的な安全確保方策の推進。密集市街地だと避難・消防活動上重要な沿道における対策の推進といったことを記載してございます。

「②液状化」といたしまして、リスクコミュニケーションの充実ということで、液状化ハザードマップの作成促進。地形分類情報の整備・推進。液状化ハザードマップを活用したりスクコミュニケーションの方法に関するマニュアルの周知。

「③津波」対策といたしまして、河川・海岸における堤防等の整備、耐震化等の推進。まちづくり等と連携した津波対策の推進。海岸防災林の整備。

それから、避難経路整備等の推進。予防治山対策の推進。

それから、津波等観測体制の強化といったことを記載してございます。

「④火災」対策といたしまして、家具転倒防止対策、耐震自動消火装置のついた火気設備、住宅用火災警報器等の普及促進。防災訓練。感震ブレーカー等の普及。住民等の地域防災力の向上。消防活動上重要な沿道建築物等の耐震化といったことを盛り込んでございます。

続きまして、ライフラインの「①電気」でございます。「電力会社における災害時の支援体制と電源車による重要施設への供給体制の確保」とということで、各関係機関との平時からの体制確保。能登半島地震における対応についての周知。消防庁ガイドラインについての周知といったことを書いてございます。

続きまして、40行目から道路啓開の進捗と合わせたということで、平時からの関係者との連携確保。道路啓開計画策定に係る協議の場に一般配送事業者が参画することについての周知といったことを書いてございます。

2ページ目、「②ガス」でございます。LPガスの継続的な供給のための体制構築。避難所へのLPガスタンクの設置によるエネルギー備蓄の推進。

ガス管の耐震化率の一層の向上。宅内配管の耐震化の促進。共同訓練の継続的な実施。

「③上下水道」につきましては、システムの急所となる施設及び管路の一体的な耐震化・強靭化。

それから、最優先で復旧する箇所を事前に定めるということ。プッシュ型支援に向けた国による全体調整・支援の体制構築。宅内配管の耐震化の促進といったことを書いてございます。

「④通信・放送」でございます。基地局等の強靭化。応急復旧体制の強化。ローミングの実現に向けた検討・検証等の推進。

局舎及び鉄塔に対する耐震対策の推進。中継局の共同利用の推進。放送事業者と自治体の災害対策本部との連携体制の構築ということでございます。

続きまして、インフラでございます。71行目、道路についてでございます。高規格道路の未整備区間の整備、暫定2車線区間の4車線化の推進。道路ネットワークの多様な効果の適切な評価のあり方の検討。高盛土区間等の点検・対策の実施。無電柱化の連続性の確保。早期の電柱撤去。支障リスクの把握。技術基準の充実といったことを記載してござい

ます。

続きまして、空港につきましては、耐震化の推進。災害時に防災拠点として空港が保持すべき機能の検討といったことにしてございます。

3ページ目、港湾についてでございます。広域防災拠点の確保。港湾利用の最適化。耐津波性の確保。資機材の備蓄や協定締結等の取組。港湾BCPの実効性向上。

鉄道につきましては、鉄道災害調査隊（RAIL-FORCE）を通じた迅速な支援に向けた取組の推進。

「②土砂災害・河川・海岸」につきましては、高性能なドローンの活用による災害調査のオートメーション化。

それから、堤防等の整備や耐震対策の推進等としてございます。

「③農林業施設」につきましては、MAFF-SAT機能の強化。迅速に派遣するための体制整備、関係機関との協力体制の確立。点検診断への支援。装備の確保。ヘリ・ドローンの活用。ため池防災支援システムの操作性の改善。

「④漁港」につきましても、同じくMAFF-SATの体制・機能の強化。関係機関との協力体制の強化。災害に強い水産地域づくりガイドライン等を踏まえた防災対策の推進。

「⑤学校」につきましては、非構造部材の耐震対策の推進など。それから、避難者の生活環境の向上に向けた体育館への空調設備の設置、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化。

「⑥病院・社会福祉施設」につきましては、災害拠点病院以外の病院も含めた事業継続計画の策定や耐震化、自家発電機等の整備等の推進。災害拠点病院以外の民間病院や施設への復旧のサポート。それから、社会福祉施設等の業務継続計画の策定や耐震化、自家発電機等の整備等の推進。

「⑦文化財」につきましては、総合的な災害対策の推進。地域伝統行事の継承に対する支援の実施ということにしてございます。

4ページ目にいきまして、「国・地方公共団体等における災害応急対応」。

2-(1)として、まずは「被災自治体等における対応」ということでございます。

125行目、災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成。

それから、デジタル技術を活用した県・市町村間の情報共有・連携の促進の検討。県から被災市町村へのリエゾン派遣の体制の整備。関係機関と情報共有できる仕組みの平時からの構築。死者や行方不明者、災害関連死等の集計の考え方の理解促進。

研修等を通じた防災部局以外の職員の災害対応力の底上げ。実効性のある訓練・研修の実施。

134行目以降が地元消防本部等の体制強化と消防団の充実ということで、木造密集地域等での活動を勘案した計画の策定。効果的な情報収集策の検討。消防水利の確保が困難である場合における消火方策の検討。ドローン・高所監視カメラ等の整備促進。消防施設の耐震化・機能維持。耐震性貯水槽の設置等。無人走行放水ロボット等の活用。革新的技術

の実用化に向けた研究開発の推進。機動性の高い小型車両等の整備。デジタル技術の活用推進。実践的な教育訓練体制の充実。活動体制の充実強化。女性や若者など幅広い住民への入団促進に向けた広報の充実等ということにしてございます。

続きまして、通信体制でございます。通信インフラの被災状況収集を官民連携で対応する体制の構築。防災行政無線等の設備の耐震化。障がい者、外国人等への情報伝達への留意等。消防指令センターと消防署所間における通信手段の多様化、バックアップ態勢の強化のあり方の検討。耐災害性に優れている災害用通信手段の確保、通信設備及び通信回線の増強。高所監視カメラ等の導入・活用の推進。携帯電話事業者に対する要支援者の位置情報提供要請の積極的な活用ということにしてございます。

5ページ目でございます。災害時の初動対応を想定した自治体における訓練の実施ということでございます。地域の実情に応じた訓練の実施の促進。デジタル等の新技術の操作習熟を図る実践的な訓練。孤立が想定される地区における訓練の実施といったことを記載してございます。

続きまして、162行目以降が「国・応援自治体・関係機関による支援」ということでございます。

165行目、国の災害対策本部ということで、政府一体で一連の取組を高度・総合的に調整し、円滑に業務を進めるための体制の検討。

それから、現地対策本部での対応といたしまして、中央省庁と被災県の情報共有のあり方の整理、職員の訓練。効率的な情報共有の方法の検討。初動期に起こり得る事態への対応について整理し、現地対策本部マニュアルへの反映。現地対策本部要員の予定者のリスト化、定期的な訓練や勉強会の実施等による平時からの関係性構築。PC等のネットワーク環境の整備の検討。

それから、国の応援組織の充実・強化及び機能のあり方等の検討ということで、国による応援組織の充実・強化。自治体による自立した被災者支援への移行に向けた国の助言やサポートということを記載してございます。

それから、TEC-FORCEに関しましては、資機材や措置等の充実等を含めたTEC-FORCEの対応力の強化。技術開発や新技術実装など新技術の活用拡大。国の権限代行による道路啓開や復旧の機動的実施のための体制確保、手続等の見直し。地方の直轄事務所の機能強化。TEC-FORCE職員が活動に専念できる環境の整備ということにしております。

また、MAFF-SATにつきましても、災害対応力の強化、円滑な派遣のための体制整備、関係機関との災害協定の締結等。それから、必要な資機材の充実、関係機関との連携、体制・資機材の平時からの備えということにしてございます。

6ページ目でございます。今度は自治体相互支援についてでございます。共通する対口支援の内容の検討、標準的な派遣方法の確立、応援側の自治体における被災自治体との連携・情報共有の方法等の具体化等、対口支援のスキームの充実。応援職員における女性の割合や女性の視点からの取組の調査。男女共同参画の視点を反映するための課題や対応策

の検討。応急対策職員派遣制度の改善。情報共有の場の設置。応援協定に基づく協力体制の構築の促進。

193行目からは応援消防部隊の体制強化ということで、部隊の機動性向上。実践的な訓練の実施。応援訓練の実施。各部隊間での連携強化。

198行目が道路復旧についてでございますけれども、関係事業者との連携体制の整備・強化、訓練の実施。国土技術政策総合研究所等の専門家による現地調査、技術的助言の実施。

201行目が子供の学びの継続や学校の早期再開ということで、被災地学び支援派遣等枠組みといったものについての構築ということで、文科省からの被災地への職員派遣。被災地外から被災地への学校支援チームの派遣といったことにつきまして、トータルで枠組みを策定するということにしてございます。

それから、「2-(3). 実効性のある応援及び受援体制の構築」ということでございます。

204行目、そのうち受援計画の作成に関してでございます。受援計画の作成を通じた受援体制の構築ということで、府内全体の受援担当者だとか受援対象業務ごとの担当者の選定、応援職員等の執務環境の確保、宿泊場所のリスト化といったことを記載してございます。また、作成する受援計画の実効性の確保。見直しの促進。支援体制の強化。受援計画の作成促進及び実効性確保の促進。受援計画作成の手引きの改訂。国と被災自治体間の調整方法の整理。国による都道府県の災害対応業務の支援の検討、関連マニュアルの整備ということにしてございます。

次に、213行目からは都道府県における市町村支援・中長期派遣のための技術職員の確保。ノウハウを最大限生かす仕組みの検討。災害マネジメント総括支援員等の登録の促進、研修の充実ということにしてございます。

続きまして、7ページ目でございます。「2-(4). 災害対応業務に関する装備品、環境の充実」ということで、派遣職員が過酷な環境下でも自活できるようにということで、寝袋、食料等の資機材や装備品等の確認、充実。それから、被災地の道路状況が悪い場合なども想定した資機材のサイズや運搬方法の検討。衛星通信設備、公共安全モバイルシステムの導入等。

それから、派遣職員が長期にわたっても健康な状態で活動できるようにということで、外部からの支援者の宿泊場所や活動拠点の確保のあり方。それに必要となるトレーラーハウスやムービングハウス等の登録制度の構築といったことを書いてございます。

224行目からは道の駅の防災機能の強化ということで、高付加価値コンテナの保有台数の増強・充実、設置・運用に関する制度・体制の整備の検討。迅速に道の駅を活用して災害支援を行うための仕組みの検討。防災上の位置づけを有する道の駅における資機材整備、備蓄の充実。「防災道の駅」の追加認定。道の駅の有効活用に必要な仕組みの検討。

最後に230行目が女性と多様なニーズに配慮したということで、好事例の収集・横展開。支援の必要性の啓発ということにしてございます。

以上、7ページ、2番まででございました。

○福和主査 どうもありがとうございました。

大変な項目数ですから、まずはこれについて大体20分ぐらいの時間をかけて議論をしていきたいと思います。皆さんのはうから自由に御意見を賜れればと思います。

まずは酒井委員、お願ひします。

○酒井委員 お願ひいたします。

今御説明いただいた内容の前に1つ、全体に関わることで1点確認をしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○福和主査 どうぞ。

○酒井委員 実はちょっと気になっている点が1点ありますてお聞きしたいのですけれども、今回、7-(3)のところで水害対応というのが追加されたということは承知している上での御質問なのですけれども、今回水害が発生して、現場のはうでは水害対応に非常に追われている現状があります。皆さんにここで御意見だけいただきたいことは、タイトルのところで、能登半島地震奥能登豪雨を踏まえた災害対応というようなことで、それを追加することはどうかと考えています。

というのは、いろいろ内容、項目を見ていますと、今回、状況的には復興途中での豪雨災害ということで、今回の災害状況の厳しさを物語っているかなと思います。断水も豪雨災害で増加して、断水の解消のめどが立っていないところもありますし、浄化槽は完全に埋まってしまって、今そこまでたどり着けないというところもあります。また、道路の損壊もかなり甚大になりましたし、仮設住宅も豪雨の影響で延長してきています。

今週は大谷のはうで二次避難に関する住民の相談会を行って、これからどういうふうにして二次避難をしていくかとか、全体の避難とか、そのようなことも話し合いがありますし、地震・水害の二重被害によっての罹災証明の判定方法の問題だったりとか、あと河川の問題とか、土砂災害の件だったり、いろいろ豪雨のことで非常に悩ましい状況がかなりあって、住民さんも豪雨のことが地震よりももっとつらいというようなこともおっしゃっています。

そうすると、もしこのようない水害のことのウエートを大きくしていくと、最初のところの1番目のところも、4番目の火災のところで豪雨を追加するとか、あと上下水道のこととか、道路のこととか、そういうことで少しずつ内容的に追加されるところも出てきたりということもありますし、全体に関わることかなと思いまして、7-(3)のところできっちり紹介して検証していくのか、全体の今回の奥能登豪雨をどのようにして考えて検証していくかというところが、ちょっと私は全体を読んでいて気になるところだったので、御意見いただきたいと思って最初に発言させていただきました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

これは前回一度事務局のはうで整理されたと思いますから、まずはその整理の結果を一度事務局のはうから御報告いただいた上で、今の御意見に対してどういうふうに対応する

かということを考えたいと思います。

○森久保参事官 御指摘ありがとうございます。もともとは御承知のとおり1月に発生した地震を踏まえて、今後、地震対応としてどうしていくべきかということでこのワーキンググループを始めておりますが、残念なことに水害が発生したということもありまして、整理としましては、地震対応として、結果的に後に発生した水害対応についてどう配慮すべきことがあるのかといったことにつきまして、そういうことをターゲットとしてやることでこのワーキンググループを始めたということになってございます。

非常に残念な水害ではあるのですけれども、全国各地で毎年発生している水害との関係において、そのバランス上どうなのかということは考慮しなければいけない一方で、やはり地震の後に起こった水害という特殊性もあることから、その特殊性につきましては、この能登半島地震のワーキンググループというとりまとめの中で整理をしていくということを承知しているところでございます。

○福和主査 おそらくまずは地震が起きていて、地震が起きた状態でプラスで水害が起きることによって生じた、地震と水害がセットで起きたことに伴うことについて報告書の中で取り扱おうという整理が前回されていて、水害だけの課題については、当初のこのワーキンググループの設置の範囲をちょっと超えるので、それについては水害として共通の課題として今後、こことは別の場なのかもしれません、それは考えていくというような交通整理が前回されていたような気がいたします。

酒井委員の今の御指摘の中の、地震が起きた後にプラスで水害が起きたことについての留意事項については、7-(3)の中で整理をするという立てつけになったと思います。そのあたり、酒井委員、いかがでしょうか。これは前回たしか整理をしたような気が。

○酒井委員 ありがとうございます。前回1回議論が出ました。

○福和主査 よろしいですか。

○酒井委員 それで全体の内容も全部見ていて、各ところに関係してくるところがかなりあるなと思いました、報告書を公開したときに、実際に複合災害もこれから多くなっていくところで、今回本当に水害という大きな問題が発生したこともありますし、こういうことをきちんと前面に出して結果を検証したということで報告書が出ることが次に役立つかなと思いましたので、もう一度確認させていただきました。方向性としては事務局のほうの説明を理解いたしました。

○福和主査 他の委員の方々、今のことに関していくかがでしょうか。前回一応、一度は整理をしましたから、それに則つとった形での目次案にはなっていますけれども、よろしいでしょうか。

できる限り地震プラス水害で、地震プラスというところに限定されますけれども、水害に伴う課題については、それぞれの適切な場所に加えていくということにさせていただくことにしたいと思います。

それでは、次の議論に移りたいと思いますけれども、ここに書いてある1と2の項目に

ついて、ページごとに見ていったほうが分かりやすいかもしれませんから、まず1ページ目のところを見ていただいて、追記すべきこととかがございましたら、御発言いただけますか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 宮島です。

1ページ目の14行目の液状化のところですけれども、「実態に即した」という言葉がついているのですが、ここの背景はどういうことなのでしょうか。

○福和主査 実態に即したというキーワードがついた意図はということだと思います。

○森久保参事官 趣旨を確認して後ほど整理したいと思います。

○福和主査 では、これは後ほど確認ということにさせていただきます。

そのほかいかがでしょうか。

大原委員。

○大原委員 大原です。

1ページ目というか、全体的な考え方に対する意見になってしまいますが、申し上げます。私は前回のこのワーキンググループでも申し上げたのですけれども、対策の前に、やはり災害の想定とかシナリオのつくり方が重要だと思っています。今回このような災害がそもそも想定されていたのかとか、孤立集落発生とかを含めて中山間地とか半島特有の対策がちゃんとされていたのかということが非常に重要だと思っていまして、このような個別の対策以前の問題で、災害をどうやって想定するかとか、オールハザードで考えなければいけないとか、についてまだ取り組むべきことがあると思っています。

災害の想定は基礎ですので、今の実施すべき取組を拝見すると、基礎がなくて柱が立っているみたいな感じに見えてしまって、もうちょっと基礎であるべき災害の想定をどうするかというところが最初にあった上での個別論ではないかなという気がしてしまいます。

2点目としては、分量はすごく多くて、重要なことをいっぱい書いてありますが、今までも言っていることがすごくたくさんあって、それは我が国が今までずっと対策をやっているけれども足りなかったということの証でもあるのだけれども、整理する上では、今までも言っていたことと今回新しいことをもう少し、分かるようにしながら議論していくかないと、分かりにくくないように思いました。

あと、半島とか中山間地の問題が今回多い災害でしたから、そこの論点から見て新しいことは何なのかみたいなところも整理しながら取りまとめた上で報告書に持っていかないと、何となく総花的に見えてしまうと懸念されました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

本質的な意見をいただいている。まずは最初のベースになるような物の考え方というようなことをどういう形で記すかですが、1つは、「はじめに」のようなところでそういうことを明快に書いていくあり方もあるかもしれません、事務局のほうで何かアイデ

アはありますか。

○森久保参事官 これからちょっと考えてみたいと思います。基本的に地震発災直後からということに主眼を置いてまとめていたところであるのですけれども、それ以前の取組として、想定をどう立てていたのかとか、どう計画を立てていたのかということまで、どこまで触れるかということは、今の主査からの御示唆も含めて検討してみたいと思います。

○福和主査 「はじめに」のところの立ち位置で、こういうことをもっと考えておかないといけなかったとか、最後のまとめのところとか、そういうところに書いたほうが重みが増すかもしれないですね。だから、書きっぷりをどうするかは事務局のほうも含めて検討いただくのがいいかなと思います。

それから、新しい課題が分かるようにというのは、おっしゃることはよく分かります。特に新たな課題がどういうことだったかということについて、それが分かるような記述の仕方をどうすればいいか、ちょっとこれも工夫の余地はあるかもしれませんね。新たな課題だけをどこかで先に書いておいて、それがいろいろなところにちりばめられていますよというのか、アスタリスクでもつけるのか。

○森久保参事官 資料の中で、非公表参考資料2というのがお配りされているかと思います。目次でございまして、1ページ目が、今日は割愛してしまいましたが、I. の地震の災害についてということでございまして、この中の「4. 今回の災害の特徴を踏まえた災害対応」で一応記載していることと、あとは今後取り組むべきことということで、今ちょっと時間をかけて御説明したものの中に、確かに大原委員がおっしゃるとおり昔から言われてきたことと、今回新たにこれからやっていこうということが混在している状況になっておりまして、報告書としては、どうしても総花的になりがちなところではあるのですけれども、例えば概要資料をつくったりという作業も今後入ってくると思いますので、そういういたところも含めて工夫をしていきたいなと思います。

○福和主査 今日出ているIIのところではなくて、Iのところに今大原委員から御指摘いただいたことがやや目立つ形で出でてきているということのようです。まずは今のところはよろしいですか。大きくその2点でよかったです。

そのほかいかがでしょうか。

○藤本企画官 先ほど宮島委員から御指摘いただきました実態に即した液状化リスク情報というところですけれども、なかなか地中のことですのでデータがそろっていなくて、想定したリスク情報の中でボーリングデータとかを収集して、より実態に近いものをという意味で、こういった修飾語をつけさせていただいているところでございます。

○宮島委員 詳細なということですかね。実態に即していない情報もあるようなイメージなので。

○藤本企画官 すみません。技術的に詳細な部分はちょっと確認が必要なところがありますけれども、地中のことですので、ある程度内挿といいますか、仮定してやっている部分もあるかと思うのですけれども、ボーリングデータを多く収集することで、より実態に近

い地盤構造を踏まえたリスクを示すことができるということになるかと思いますので、そういうものをを目指していくという意味で、「実態に即した」という言葉をつけさせていただいているところでございます。

○宮島委員 分かりました。

○福和主査 そのほかいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 火災のところなのですけれども、今回の輪島の朝市もそうだし、あと2016年の糸魚川の大規模火災もそうなのですが、社会の反応を見ると、すごい市街地が燃えたなという反応があるのですが、あの程度の火災になる市街地は多分全国に山ほどあるのですね。つまり、社会の市街地が燃えるというリスクについての認識が相当過小評価されているので、火災のところで追加として、地震時の市街地の火災リスクがあるということをきちんと社会に周知するということを書いていただくといいかなと思いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

書く場所としては、火災のところに書くのか、後ろの消防のところに書くのか、ちょっと工夫が必要ですね。火災のところに書いたほうが目立つのですけれども、今の書き方が感震ブレーカーのとかというタイトルになっているので、どこの場所に書くかはちょっと工夫してみていただけるといいと思います。

そのほかいかがでしょう。

1ページ目のところで、建物系のことはここに書くのであればということで、ほかの場所で書くのだったら出てくるのかもしれないのですけれども、今回話題になったことの1つに、建物のビル物の基礎の問題が注目されたところがあるので、基礎が損傷すると、命の問題は多くの場合はあまりないのですけれども、生活が維持できないとか、なりわいが維持できないということもあるので、基礎絡みの話はどこかに1つ加えておいたほうが、軟弱地盤の問題は好ましいかなという気はしました。

後ほど出てくる学校の避難所の機能のところでも、比較的多くの学校で基礎が傷んでいて、避難所として使えなかった避難施設があったような気がしますので、少しだけそれはどこかにあるかなという気がいたしましたという、それを付け加えさせていただきます。

そのほか1ページ目のところはよろしいですか。

では、2ページ目のところで皆さん、気がつかれたこととかがございましたら、いかがでしょうか。相当ボリュームがあるので、全部に目を通すのはちょっと大変かもしれません。

では、大原委員、お願いします。

○大原委員 上下水道ですけれども、今回のいろいろな議論の中では、水を分散化しなければいけないという議論が結構出ていたのですが、ここにはあまり出てこないので、そういう議論もあるのではないかなと思って拝見しました。

○福和主査 ありがとうございます。簡易水道の問題とか井戸や湧き水の問題も含めて、これは飲み水だけではなくて生活用水という意味では活用の可能性が多いので、そういうことに触れてはということでおろしいですね。

後ろで出てきますか。

○森久保参事官 10ページ目に飛んでしまいますが、326行目から飲料水・生活用水と。先ほど御紹介したところはインフラのことだったので上下水道に特化しているのですけれども、トータルで水をどう確保していくかというところにつきましては、326行目以降の中で、地下水の話とかそういったものについての記載をしているところでございます。

○大原委員 個別論より、やはり考え方をきちんと示すことが必要で、あまり個別論にいく前に、分散化を考えることは重要ですという考え方を、どこかに大きく入れないと、個別論に埋もれていくという感じがいたします。

○福和主査 そうですね。大原委員がさつきからずっとおっしゃっているのは同じ。大事なことの考え方を、個別具体的に入る前に整理したらどうかという御趣旨ですね。これも頭のほうか後ろのほうに。

○大原委員 そうですね。災害への向き合い方に関して、今回の地震はすごく我々にいろいろなことを突きつけてきているので、向き合い方をどういうふうに改めなければいけないが重要で、その1つに分散化もあると思っているのです。

○福和主査 あと、事前の個人の努力とか、それから助け合いとか、そういう原則論みたいなところをどこか。これもIのほうに書いてあるのかもしれませんですね。

○森久保参事官 非公表参考資料2ですけれども、「4-(4). 今回の災害の特徴を踏まえた災害対応」ということで、今日は御紹介していないのですけれども、ここで大きな方向性として捉えて示していきたいなと思っていたところでございますので、分散化みたいな観点も含めて、もう少しここの中の充実を取り組みしていきたいと思います。

○大原委員 ぜひよろしくお願ひします。

○福和主査 よろしいですか。そのほかはよろしいでしょうか。

では、ちょっと先へ行きまして、3ページ目を見て。

2ページ目。どうぞ。

○加藤委員 ライフライン系なのですけれども、今回、孤立集落というのが問題視されました。孤立していても自立していればいいような気もするのですね。ですから、そういう意味では、自立分散型のインフラにする前の段階として、給水拠点だとか給電拠点というものを各集落につくっていくと、大分災害を乗り越えやすくなるような気がします。

○福和主査 特に孤立可能性が高いところについてはそういう整理が必要ですね。

○加藤委員 そうですね。

それから、もう一点なのですが、LPガスは非常に災害時も役立つのですけれども、今のトレンドを考えると、だんだん配達が過疎地域はしんどくなってきていて、今までだと軒下に必ず1本在庫があって、1本空っぽになると配達していたのだけれども、配達要員が

いないので、ぎりぎりまで使って2本同時に取り替えるというパターンになっていたり、かなり脆弱になってきているのですね。

電力会社にしても、電力会社はそうなのかな。ユニバーサルサービスで、僻地はコストがかからっても同じ料金でやるという具合になっているのですけれども、LPガスはそうは多分なっていないと思うのです。なので、今後の過疎化の人口減のトレンドを考えると、だんだん今ほど当てにならなくなる可能性があるので、何らかの過疎地域に対する支援というものも必要かなと感じています。

以上です。

○福和主査 それも、どういうところにどう記述するかはちょっと工夫が必要ですね。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、3ページのところを見ていただいて。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 浦野です。

大原委員からの御発言を受けてなのですけれども、確かに上下水道というところはかなり明記されているのですが、簡易水道とか井戸というところに関しては、今、私は穴水町にいて、震災からもう10か月目を迎えておりのですけれども、いまだにやはり水の濁りだとか、供給が不安定で、仮設住宅にいながらもまともな飲料水や生活用水が確保できていないところというのが小規模集落であるのですね。なので、それは水の質の問題であったり、大雨が降ると水が濁ったりするという不安定な供給のケースもあるので、このあたりの事例はしっかりと調べていただいた上で、どういう部分を明記していったらいいのかというところは検討していただけるといいかなと思います。

以上です。

○福和主査 分かりました。

今の浦野委員のお話は、簡易水道で濁りがあるということですね。

○浦野委員 そうですね。あと井戸水もそうです。

○福和主査 今ここは上下水道になってしまっているので、簡易水道的なことの問題もどこかで触れるということに。この場所になるか後ろなのかちょっと分からぬのですけれども、触れていただくようにしたいと思います。

○浦野委員 お願いします。

○福和主査 よろしいでしょうか。

○酒井委員 2ページ目の追加でいいですか。

○福和主査 お願いいたします。

○酒井委員 2ページ目の道路のところなのですけれども、後のところも関わってくるのですが、能登半島の特性とか住民の生活とか思いというところも踏まえて記述の仕方を検討したいなと思うのですが、例えば道路にしても、やはり大事なのは奥能登の美しい海岸線を生かした道路整備であるとか、あるいはこれから高齢化社会の中で自動運転の技術に

即した道路の環境整備であるとか、今もやはりバスの本数も少ないし、病院にも行けないというところで、交通の足の問題というのにはありますので、そういったところも言葉として追加していただきたいなと思いました。

以上です。

○福和主査 分かりました。ここは今、インフラとして書かれているので、後ろの生活の確保のようなところで今のような記述を加えることになりますか。ちょっと検討してみていただければと思います。生活の確保に必要となるようなものでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、少し先を見ながらコメントいただければと思いますけれども、3ページあたりはどうでしょう。よろしいですか。

では、4ページ目も見ながらということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 4ページの2-(1)でございます。2-(1)は被災自治体が中心の箇所のかと思うのですが、○の2個目の1ポツ目がデジタル技術で県・市町村間の情報共有になっておりまして、これはこれで大事なのですけれども、○での記載には関係機関も入っておりますので、後半にあるように、国であるとか民間の指定公、ライフライン関係も加えていいかと思いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

様々な組織の連携というところは今回の一番大きな課題の一つなので、抜けがないかどうかをちょっと見ていただいて、今の宇田川委員のようなものも含めて検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

1つは消防関係なのですけれども、津波警報が出たときの消防のあり方ということについて、記述はどこかにありましたか。

○森久保参事官 136行目、津波の状況に応じたというのが。

○福和主査 状況に応じたということですね。なるほど。分かりました。

酒井委員、お願いいたします。

○酒井委員 3ページ目、「⑦文化財」のところで追加をお願いいたします。ここは文化財に対する総合的な災害対策の実施等が記載してあるのですけれども、学術的に世界の農業遺産とか里山のところの考え方というのはとても重要になると思います。キリコも大きなものはかなり流されましたし、塩田の問題もあつたりしますので、こういう文化財レスキューの調査とか救出に關することは具体的に文言として入れたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○福和主査 文化財レスキューのようなキーワードは、具体的には多分この項目の中に書かれるわけですよね。

○森久保参事官 そうなるような方向で検討します。

○福和主査 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。その後の5ページのところとかはいかがでしょうか。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 5ページ冒頭、訓練の話がございます。初動期を想定した自治体における訓練の実施というところがございまして、これは前々回、書面のときも少し意見を申し上げたのですが、自治体は一般に参考集みたいな初動期の訓練は結構しているのですけれども、むしろ足りていないのは少し経ってからの応急期。例えば仮設住宅を造り始めるだとか、こうした応急期のほうがやや足りていない傾向がございます。やはり初動期が大事だということで、こうした記載になっているかと思います。それであれば、1ポツとかがやや汎用的な形になっていると思われまして、避難所運営訓練とかになりますと、かなり長い期間になってしまいます。もし事務局が特に初動が大事で初動に特化した訓練が重要ということであればこれから施策を出していこうというのであれば、初動の避難所の設営時にもっとここまでやり切るんだみたいな課題認識をはっきり記載すると、次に具体的な施策を出すと際に、ポイントがはっきりするかなと思いました。

2ポツ目のほうも、地域の実情に応じた訓練という部分も、やや時間が経った後の避難所環境改善ではなくて、初動期に地域の実情に応じた訓練が重要ということであれば、明瞭に書いたほうが、タマがはっきりしてくる。さきほど大原委員がおっしゃったとおり、いつも同じような報告書の記載にならずに、今回は特に初動期を重点にしているんだということであれば、はっきりさせるとよいのではないかと思いました。

逆に応急期も含めるのだというのであれば、タイトルが多分応急期も含めて、後半のほうもしっかりとやるという記載にするのか、どちらかかなと思いました。

○福和主査 よろしいですか。タイトルを変えるか中身を変えるか。

○宇田川委員 重点を置く点をはっきりとメリハリをつけたほうがいいと思いました。

○福和主査 メリハリをつけなさいということですが、よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょう。

大原委員、お願いします。

○大原委員 172行目に国の応援組織の充実・強化及び機能のあり方等の検討というのがあるのですけれども、今回の災害を見ていますと、国が大分支援しなければ地方自治体は難しいんだなというのは分かったのですが、一方で、国があまりやり過ぎると、端から見ていると、地方自治体ってあまりやらなくても国が何とかしてくれるのかなみたいに見えないのかなという不安が非常に大きくなりました。なので、ここは充実強化をメインに書いていますけれども、そもそも国と地方はどういうバランスでやるのかみたいな議論が必要なのかなと思いました。それをどう書くかは難しいのですけれども、どんどん国が支援しようみたいな感じだけに捉えられないような書きぶりが必要ではないかなと気になります。

○福和主査 おっしゃるとおりですね。同じようなことは次のページのところも大体同じトーンに書かれているので、おそらくこれは災害規模に応じた階層的な対応の連携のあり方を考えるとかにしないといけなくて、ある程度規模が小さいときには自治体主体でやらないといけないし、もう少し大きくなつたときは、県内の各自治体間の連携だし、もう一個大きくなつたときは国もある程度関与するとか、災害規模に応じた適切な連携体制のあり方というような感じではないですか。多分、自治体でやれるところまで国がやらなくていいのは本当におっしゃるとおりなので、上手にここは書きましょうか。

○森久保参事官 気持ちはおっしゃるとおりだと思っておりまして、できるだけそれを強調できるようにしたいと思います。

ちなみに、現時点の気持ちとして申し上げると、そもそも順番として、2-(1)で被災自治体等における対応として、2-(2)で国とか応援の話をしているという順番の話があることとか、あとは4ページ目の132行目ですけれども、研修等を通じた防災部局以外の職員の災害対応力の底上げということで、県庁、市役所総出で頑張ってほしいというような思いも載せたりだとか、あとは5ページ目に行って、175行目ですけれども、自治体による自立した被災者支援への移行に向けた国の助言やサポートということで、本当の混乱期は国が行くということはあるにしても、どこかでちょっとフェーズを変えていくところをよりスムーズにしていきたいという思いはここに入れているところでありますけれども、そこをもうちょっと、さらにというところは考えたいと思います。

○福和主査 阪本委員、お願ひします。

○阪本委員 ありがとうございます。阪本です。4点あります。

1点目は少し戻っていただいて、2-(1)の被災自治体の災害対応の「見える化」、125、126行目のところですが、今回の災害は正月に起こったことから、休暇中の災害対応のあり方や、津波避難が求められた中で対応しなければならなかつたこと、その後の労務管理という問題もここで取り上げていただけるとよいと思います。

2点目は2-(2)の政府対策本部の点で、今回の災害は石川県の被害が最も大きかつたものの、富山県、新潟県もそれなりに被害があつたので、広域で被害状況を見て円滑に業務を進めるという視点もここに含まれるといいと思います。

また、加えて御検討いただきたいのは、今回の災害に併せて救助法の適用や、被災者支援のための民間の宿泊施設の利用などの通知を出していただいて、それは内閣府のホームページの「法制度の適用、通知」として掲載していただいている。この取り組みは今回に限らず、今後も公開していただけると現地で災害対応を行う上ではとても有効だと思いますので、それについても項目に加えてください。

そして、4点目ですが、現地対策本部の中の2つ目の○に当たる「効率的な情報共有の方法」の中に現地対策本部の空間設営についても加えていただきたいと思います。途中から本部員が増えたことにより必要な空間がどんどん増えていき、石川県の執務スペースが確保できなくなつたところもあるのではないかと思うので、あらかじめ空間設営のあり方

は御検討いただくとよいと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

まずは休暇であったとか、あるいは津波を伴ったというような今回の特徴のところは、さっきの I-4 の中に含まれてくるのか、今の阪本委員御指摘の 2 ページのところに入るのか、これはちょっと整理をする必要がありそうですね。それから、富山県とか新潟県に含めた広域を対象とした現対本部のあり方については、今後、南海トラフ地震のこともあるので、どこかで書いておくのかもしれません、どこに書くかはちょっと工夫が必要そうですね。

それから、救助法の取扱いは、今のここの範囲。もっと後ろですか。

阪本委員、おそらく救助法の扱いは 1、2 ではなくて、後ろのほうでもう少し書くのではないかなどと思います。今のところどこに入るかが分からなくて。

○阪本委員 いろいろ見たのですけれども、どこかも検討いただけだとありがとうございます。

○福和主査 そうですね。救助法の問題は、今回、福祉の問題とかいろいろ話題になっているので、どこかに書かないといけないのかもしれません。

○阪本委員 そうですね。救助法だけではなくて、通知を出していただいて、柔軟に運用していただいているのですが。

○福和主査 その柔軟な運用の成果がどうだったかみたいなことですか。

○阪本委員 そうですね。情報公開をしていただいたことの成果というのを書いていただくと良いと思います。

○福和主査 それはありそうですね。あとは現対本部の空間の問題は、今回のことには限らず、日本全国、いざというときの現対本部の空間が足りている場所はほとんどなくて、その問題は、特に南海トラフ地震のような広域のときに、隣接県も含めた形で対応できるようなスペースが今のところ各ブロックに準備できていないので、大きな課題としてはどこかに書かないといけないだろうなと思います。そんな感じでいいですか、阪本委員。

○阪本委員 はい。よろしくお願いします。

○福和主査 ありがとうございます。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 今の現対本部の記載で、もう既に下から 3 つ目、現対本部マニュアルへ反映という部分があるので、そのなかで御検討かとは思ったのですが、今回の特徴として、国のリエゾンの方が相当な自治体数、あるいは人数が被災市町村へ入ったというのが、多分、益城町以来相当な人数が入ったかと思います。多分その結果、さっきの救助法についてサポートできたのでよかったということもあるでしょうし、逆にもしかすると、仮にあればですけれども、こういった役割の職員は市町ではなくて県の現対本部の足下に置いたほうがよかったということがもしあったとすると、そのあたり、今回これだけ被災市町村のほうにリエゾンを送ってもらったのは多分久しぶりだったと思いますので、その経験を

踏まえて、現対本部マニュアルの中に、この職員は現対のほうに、この職員はリエゾンに行くと市町村が助かるということを仕分けられると、よりよいかなと思いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

今のような議論をするときに、これも多分災害規模によってだと思いますけれども、今回は1つの市町村にたくさんの支援の自治体が入りましたけれども、南海トラフ地震のときは、1つの市町村に1つの市町村すら入れないぐらいに人数が減ってくるので、災害がどのぐらいの大きさのときはどういう対応をするとかというようなことをあらかじめ考えておかないと混乱しそうですね。

○宇田川委員 被災市町村に派遣される人数の問題のほか、役割や役職だったり、この業務に詳しい方は市町村の支援が向いている、一方、この役割の人に関しては、県庁の現対本部の手元に置いておくとよい、というのが多分あるかなと思いました。人数以外にそうした役割の部分はあるかと思った次第でした。

○福和主査 おそらく報告書を書くまでにそれを全部整理するのはちょっと難しいので、非常に重要な宿題であるという位置づけで、今後の大きな災害も含め、交通整理をするという形でどうでしょうか。大きな課題として残す。

○宇田川委員 報告書ではなくてマニュアルのほうに反映されれば十分だと思います。

○福和主査 マニュアルにね。だから、そういうマニュアルをつくるようにということを書かないといけない。

○宇田川委員 既に案文に書かれている現対マニュアルができる段階で入っていればよいのではないかという趣旨でした。報告書への記載は不要だと思います。

○福和主査 分かりました。よろしいですか。

では、大体これで7ページぐらいまでいけたと思っていいでしょうか。このペースでいくと、やはり項目数が多いので、コメントを言うのに大分時間がかかりそうですから、次は2つ目のまとめになります。被災者支援のところからよろしくお願ひします。

○森久保参事官 それでは、8ページ目から14ページ目までを御説明させていただきます。時間の都合もありますので、全ての項目を御紹介するのは時間があれですので、飛ばしながら御説明をさせていただければと思います。

「II-3 被災者支援」、「3-(1). 避難所の運営体制」ということで、まずは避難所における良好な生活環境の確保に向けた、自治体における支援体制の構築。

それから、運営のあり方の見直しということで、避難所の責任体制の明確化、ボランティアとの連携強化、必要な制度改正等。それから、避難所運営を他の自治体に委託することの検討、研修の実施といったことを書いているということでございます。

それから、241行目が業務委託を円滑に進めるための手順や具体例を周知ということでございます。

244行目、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善ということで、指

針・ガイドラインへの反映。避難所チェックシートの活用。それから、女性防災リーダーや女性支援関係団体との連携。自治体防災担当部局等への女性職員の配置の促進ということにしてございます。

福祉施設等につきましては、要配慮者スペースの確保の加速化。医療的ケア児等の避難先の確保。社会福祉施設が災害時に福祉避難所として機能するための平時からの準備。

3-(2)として指定避難所以外の話といたしまして、マイナンバーカード等の活用。自主避難所を含め、避難所に係る情報を体系的に把握・集約する方法の検討、周知。それから、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との接続ということにしてございます。

261行目からが自宅や車中で滞在する人への配慮ということで、NPO等ボランティアとの連携の強化。所在確認のための簡易な方法の検討。自主避難所への備蓄品を配付する仕組みの検討。在宅避難者等も受け入れが可能であることの周知ということにしてございます。

9ページ目でございます。被災者の支援情報を迅速に提供するための仕組みづくりということで、ガイドブックを迅速に提供するということだと、あとは高齢者・障がい者への配慮ということで、優先度の高い方から個別避難計画の策定を進めるための類型の提示。それから、市町村と避難支援者との平時からの関係づくりということにしてございます。

それから、273行目以降が生活環境の確保ということでございます。

まず「①生活空間」といたしまして、パーティションや段ボールベッド等の備蓄の促進。備蓄状況についての国の調査・公表。民間事業者との協定締結。訓練の実施。自治体職員の理解促進。段ボールベッドの規格化の検討等ということにしてございます。

それから、どの季節であっても良好な避難所生活環境の確保ということで、冷暖房設備の整備、備蓄。迅速に調達するための民間事業者との協定締結。

それから、地域自らで迅速・継続的に通信環境を確保するための体制整備。電力会社との連携体制の継続的な確保ということにしてございます。

また、「②食事」につきましては、292行目以降でございますけれども、調理設備一式の備蓄の促進。それから、酒井委員からも御指摘がありました栄養支援の実施に向けた平時からの日本栄養士会との連携の促進。食物アレルギー対応食品の備蓄等の事前準備の促進。キッチンカーやセントラルキッチン方式の事例を横展開。キッチンカーを迅速に提供するための登録制度の検討といったことなどを書いているということでございます。302行目ですけれども、栄養バランスにも配慮するということにしてございます。

10ページ目、「③トイレ」でございます。トイレ環境の確保に向けた府省横断的な体制での支援の実施。携帯トイレ・簡易トイレの備蓄の促進。トイレの確保・管理計画の作成を促すためのひな形の作成。協定締結。公共工事・民間工事での快適トイレの活用促進。高速道路会社のトイレカーの活用。トイレ機能を有する高付加価値コンテナの配備・活用の検討。迅速に提供するための登録制度の検討。自治体でのトイレカー等の保有を促し、相互に派遣し合う仕組みづくり。マンホールトイレの整備・運用のためのガイドラインの活用。各家庭での携帯トイレの備蓄の促進。避難所のトイレのバリアフリー化の促進とい

うことにしてございます。

326行目以降が「④飲料水・生活用水」ということでございます。関係者間での情報共有や必要なスペックの給水車の確保。水供給の代替性・多重性の確保の推進ということで、可搬式浄水器の利用などについてここで記載をするということでございます。それから、洗濯キットの備蓄やクリーニング事業者との協定の締結。ランドリーカーについても登録制度の検討ということ。それから、断水時においても生活用水が確保できるような生活環境改善のための施策の検討ということにしてございます。

それから、断水時の代替水源として防災井戸を活用しようということ。それに必要なガイドラインの策定をしようということでございます。

また、入浴環境の向上ということで、NPOと協定を締結するなどしながら、断水時に入浴・洗濯機会を確保するための平時からの準備ということにしてございます。

11ページ目、「避難生活における保健・医療・福祉の支援」ということで、災害フェーズ別の対応事項の整理、災害対応全体の流れについての共通認識の形成。保健医療福祉活動体制の見直し。保健医療福祉活動チームに係る課題の再整理、関係機関・団体間の連携強化。D24Hを活用した情報の収集や共有方法の手順化、研修の実施ということ。それから、SOBO-WEBとの自動連携。

保健衛生に関しましては、急性期の状況把握を行う仕組みの検討。手順や研修の実施。

医療に関しましては、必要な医療チームの確保や医療機材の整備。船舶の活用。災害時感染制御支援チームの活動の体系化。災害薬事コーディネーターの配備等を記載してございます。

福祉につきましては、災害関係制度における「福祉」の位置付けについての検討。DWATの活動範囲の拡大。災害ケースマネジメント等の施策の検討等。被災者見守り・相談支援等事業の円滑な実施ということにしてございます。

それから、「3-(5). 2次避難等」ということで、それに関わるマニュアルの整備。ホテル・旅館等事業者からの協力を得られやすい方策の検討。平時からの連携の構築といったことなどを記載してございます。

12ページ目でございます。3-(6). 専門性を有するNPO法人・民間企業等との連携ということで、これも平時からの連携の強化。それから、「避難生活支援リーダー/サポート」研修というのがございますけれども、そういったものの充実。災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知。

それから、先ほどからも出ておりますけれども、トイレトレーラー等々に対する登録制度の検討ということにしてございます。

それから、II-4といたしまして、今度は「物資調達・輸送」ということでございます。

まず、平時の話といたしまして、備蓄の確保ということで、これも昔から書いてあることではありますけれども、市町村による備蓄。都道府県による備蓄。物資調達・輸送調整等支援システムというシステムがございますけれども、これの活用。それから、これは再

掲になりますけれども、備蓄状況についての国の調査・公表。海外の事例の調査。そういったことなどを書いているということでございます。

また、394行目には、家庭や企業における備蓄についても記載をしているということでございます。

それから、「4-(2). 支援物資と物資調達のあり方」ということで、まずプッシュ型支援につきましては、食品の品目のバリエーションの充実の検討。先ほどのシステムの活用。段階的な調達の検討。お金の支払いについての迅速化に向けての取組。耐久財等の速やかな調達が可能となるような調達方法の整理。被災都道府県主体による調達に適切なタイミングで切り替えるための方策の整理といったことなどを記載しているということでございます。

それから、407行目が自治体における円滑な物資調達ということで、都道府県が発災直後から市町村へ物資支援を開始するための平時からの準備や訓練の実施、システムの操作の習熟度の向上などを記載しているということでございます。

それから、物資拠点の運営や輸送の効率化ということで、その選定や運営方法についてあらかじめ周知しておくということや、あとは専門の業者、専門知識を有する物流業者との連携の促進といったことなどを書いているということでございます。

13ページ目、ドローン等を活用した孤立集落等への速やかな物資輸送の実現ということでございます。陸路の早期啓開や空路・海路を活用した物資輸送に必要な準備だとドローンの活用などを記載してございます。

4-(3)として専門性を有する民間企業等との連携ということで、自治体と民間企業との事前連携の継続実施。自治体職員異動時の引継ぎの徹底。物資拠点での訓練の実施。

それから、効果的に活用するための仕組みづくりということで、あらかじめ登録しておくということだとか、あとは耐久消費財についてリース契約ができるような仕組みをあらかじめ検討しておくということ。

それから、432行目がデジタル技術の活用ということで、先ほどからの調整等支援システムの活用。そのシステムの改善、訓練といったことを記載してございます。

続きまして、「II-5 住まいの確保・まちづくり」ということでございます。

「被害認定調査と罹災証明書交付の迅速化」ということで、リモート判定等の積極的な活用と応援体制の確保による迅速な被害認定調査を実施していくことにしてございます。

445行目、そのためにドローンを活用した調査、航空写真の活用による地域一括で例えば全壊ということを認定するだとか、そういった調査の迅速化を図っていかないか。それから、平時からの航空写真の整備・更新、発災後の速やかな撮影を実施するための体制の維持といったことを書いてございます。

448行目が日本損害保険協会と連携し、同協会の調査結果や航空写真等を被害認定調査に活用することの検討。それから、被害認定調査を士業団体等に委任することについての

検討ということを記載してございます。

最後、14ページ目、「住まいの確保とコミュニティの充実」ということでございます。木造仮設住宅、プレハブ住宅等のメリット・デメリット、供給可能戸数の整理ということに加えて、仮設住宅を建設する際には、手すり、スロープを設置するなどバリアフリー仕様としてできる限り配慮ということだととか、あとは地域コミュニティが構築される取組の促進。

「5－(3). 公費解体の円滑化及び災害廃棄物処理」ということで、公費解体の迅速化に向けた検討、平時からの体制や要綱の整備。事業継続計画の検討。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた検討としてございます。

「5－(4). 地域の特徴等を踏まえた防災・減災まちづくり」ということで、復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進や、災害発生前の集団移転といったことなどを記載してございます。

それから、長期的視点からの復興まちづくりということで、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧整備。今後の人ロ減少を見据え、自治体財政に負担をかけないような復旧事業のメニュー化。地理的災害リスクの把握のための防災地理情報や3次元地図の整備の推進ということにしてございます。

最後、「5－(5). なりわいの再建」ということでございます。被災地の雇用の維持・確保に向けた各種支援の実施ということで、雇用調整助成金の活用周知等といったメニューを掲げてございます。それから、観光業の復興に向けた支援策の紹介等の実施。

農林水産業については、災害復旧の早期実施や査定前着工の促進。融資支援等。最後は国の支援体制の強化といったことを記載してございます。

資料の説明は以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

それでは、8ページから順に議論していきたいと思いますが、大分時間が短くなっていますので、今日言い切らない細かいことについてはメールで事務局にお伝えいただくということで、比較的大きな事柄で足りないことがあれば御指摘いただけますと助かります。

大原委員、お願いします。

○大原委員 このようにとりまとめいただいて、改めまして大変ありがとうございます。

避難所の運営体制と234行目からあるのですけれども、避難所の前に避難行動があるから、もうちょっと避難行動が書かれているところがあつてもいいのかなというのが全体的な印象です。特に今回、短時間で津波が来て、さらに火災もあってというすごく特殊な状況がありましたので、そういう短時間津波のところはより一層備えが必要とか、あとはよほど耐火、耐震になつてないとそもそも避難ができないとか、特出しで言わなければいけないのではないかなと思います。

また、中山間地で、避難する際に自分の持病の薬とかを持ってきていただかないと、な

なかなかそんな特殊な薬とかを津々浦々までお届けするのは無理なので、避難するときの心構え的なことが課題であったのではないかなという気がしています。

今回、災害関連死を中山間地で食い止めるのは非常に難しいなというのが大きな課題でありまして、災害関連死は非常に重要だというトーンで書いていただくとありがたいと思っています。ですので、この被災者支援のところは、災害関連死をなくすためにこういったことが重要だというトーンで全体的に書いていただくとありがたいです。

あと、最後の471行目の「なりわいの再建」で伝統産業とかが載っているのですけれども、もうちょっと大きくくくると文化だと思うのですね。ですので、何となく伝統産業だけ特出しになっている感じがするので、地域文化の存続みたいなところも入れていただけるといいかなと思います。

手短に以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

まず最初の津波避難も含めたあり方について、どこで書くかですけれども、先ほどの津波のところで書くのかもしれないですし、少しそれは工夫していただいたほうがいいと思いますが、今回、3年間群発地震があったおかげで相当にきちんと避難訓練がされていたので、津波の犠牲者が非常に微小にとどまったというのは重要なことのような気がしますから、それはどこかで書いておいたほうがいいですね。

それから、もう一点、災害関連死の問題。まだ今も増え続けている中ではありますけれども、あまり災害関連死は頭に出てきていないので、どこでまとめて書くといいですかね。

Iのほうで出てきましたか。

○森久保参事官 I-2-(1)で災害関連死を含むということを、まず事実関係としてはここに書いて、あとはその下の「4. 今回の災害の特徴を踏まえた災害対応」の(4)についても、下から2つ目、高齢化地域における災害関連死防止のための被災者支援ということで、少し災害関連死についてフィーチャーしたようなことを書くとともに、あとは、そもそもとして避難生活における保健医療福祉とかというところについても、全体としてそういうことなのかなとは思いますけれども、いろいろなところに書いていきたいなと思います。

○福和主査 このI-4で書いたことを受ける形で、こっちの今後実施すべき取組がマッピングされたほうがいいのですよね。だから、4で記した特徴を踏まえた災害対応で、これに関わる項目はどこに当たるかが後で整理されてくると、大原委員としては満足するということですか。

○大原委員 はい。お願いします。

○福和主査 そうじゃないと、災害関連死がどこでフィーチャーされているかが分からないので、おっしゃるとおりだと思います。

そのほかいかがでしょう。

阪本委員、お願いします。

○阪本委員 阪本です。

たくさんの項目を丁寧にまとめていただきてどうもありがとうございます。コメントが4点ありますて、1点目は3-(1)の235行の全体の話でして、避難者にとって必要な生活環境を円滑に整えていく点はとても大事ですが、できればここに、国や都道府県、市町村、民間、外部応援との連携体制の構築、も入れていただけるとよいと思います。好事例として挙げられるのが珠洲市の生活サポートチームの事例です。外部支援も地域の人と一緒に連携して支援が行われていたので、そのような取り組みも加えてください。

それから、同じくこの項目に、262行目に「場所の支援から人の支援への転換」という言葉を挙げていただいている。今回これを実行するための様々な通知を出していただいている経緯もあり、これはとても大事なフレーズだと思いますので、ぜひ上に出していただけるとよいと思います。

2点目は、漏れていると思った点があるのでお伝えしたいのですが、男女共同参画か福祉のはざまのあたりにあるのかもしれません、LGBTQの方への支援や、外国人の方への支援です。これらの支援も、今回はきちんと行われていたので、そこも記載していただければと思います。

3点目が、全体を見て2次避難は書いていただいているのですが、今回、1.5次避難という対策が行われていたものの、それが抜けていると思いますので、そこを御検討いただければと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

まずは避難所の支援の連携のことについては、さっきの連携のほうで書くか、ここで書くか、どちらか工夫をしていただければと思います。

それから、外国人の方々やLGBTの方々へのコメントは何か必要そうですね。あまり書いていないので。

それから、1.5次避難の話は、2次避難のところにでも追記をいただくという形でしょうか。

○森久保参事官 2次避難のところだけちょっとコメントさせていただきます。11ページ目、372行目ですが、2次避難等の等が1.5次避難も含めているということでございますが、その中で、今日の資料の中には1.5次避難という言葉は出てこないのですが、そこについても記載していきたいと考えているところでございました。

○福和主査 等の中に入っているということですね。

○阪本委員 ありがとうございます。でも、性質が違うので、できれば特出していただいたほうがよいと思います。

被災者支援の連携については、できれば被災者支援の連携の項目の中に入れていただくと、通常の連携とはまた別枠であるとよいと思いますので、御検討ください。

以上です。

○福和主査 分かりました。そうしましたら、今の避難所のところでちゃんと連携のことは書きましょうということですね。それから、1.5次避難というのも、ちゃんと言葉として表に出していくことでいいでしょうか。

○阪本委員 はい。よろしくお願ひします。

○福和主査 浦野委員、お願ひいたします。

○浦野委員 私たち現場からの細かいコメントも反映させていただいて、本当に感謝しております。その中で、238行目の避難所の責任体制の明確化、ボランティアとの連携強化とか書いてあるのですけれども、このボランティアとの連携強化と書いてあるところと、NPO等と書いてあるところがちょっとばらけているので、NPO等というのに統一していただくとか、少しここは揃えたほうがいいかなと。同じような意味合いだとは思います。

それと、266行目の「事前に市町村に届出された自主避難所へ市町村があらかじめ…」というところなのですけれども、これは実際に自主避難所が立ち上がった後に指定避難所と同様の支援を受けられる場所として認定していくという考え方もあったと思うので、こここの部分もぜひ1行入れていただきたいなと思います。こういった動きができるということを知らない地域の人たちがほとんどだと思っていて、今回、能登半島では、物資支援は自衛隊なんかが動いてくださって、自主避難所にも届くという状況をつくれたのですけれども、マンパワーの支援がなかなか補充されないというところがあったので、それで住民の方が疲弊して、まだ自主避難所の必要性があったにもかかわらず閉所になって、在宅のほうでの災害関連死のリスクが高まったという経緯もあったので、このあたりは少し検討していただけたらと思います。

それと、生活空間のところで、275行目あたりなのですけれども、パーテイションや段ボールベッド等の設置というので大分これは書いていただいているのですけれども、これを出し過ぎることによって、パーテイションと段ボールベッドを入れればいいんだというちょっと間違った認識になりかねないなというところが心配です。ここまではある程度の自治体さんも認識があって、動きとしては強まっていると思うのですけれども、ここから先なのですよね。ちゃんと布団を入れて、枕を入れてという、しっかりとした寝具を導入して寝床の環境を整えるところまでの一步が進めていないというのが今回もあったので、あえてその部分をもっと強調して書いていただけるといいなと思いました。

あと、451行目なのですけれども、仮設住宅のところですね。住まいの確保って何行目でしたっけ。

○福和主査 450ですね。

○浦野委員 ここで地域コミュニティ支援のところなのですけれども、今回、仮設住宅に集会所の設置がされていない自治体さんもあったのですね。これによって住民の人たちの横のつながり、集いの場がなかなかつくれずに、かなり地域コミュニティ形成に影響しているという実態もあるので、ここは被災自治体の考え方で、県からは大分進めたのだけれども、結局立たなかつたという話も聞いているので、その被災自治体の考え方について、

いま一度ここは強調してやるべきであるというところは入れていただけるといいかと思います。

そこに付随して、広域避難の人たちの項目が書いていないので、そこがすっぽり抜けている印象があって、広域避難の人たちへの物の提供と、あとはその人たちを支える人の支援みたいなところについては、もうちょっと今、県のほうも大分民間と連携して動いている実態もあるので、その部分は入れたほうがいいのではないかなと思います。

あと最後なのですけれども、443行目あたりになるのかなと思うのですが、罹災証明書に関する交付の件です。これは窓口を行政の方がやっていただいていたのはいいのですが、例えば判定に納得がいかなかつた場合、再申請ができる仕組みにはなっているのですが、その再申請を阻害するような自治体の担当の方の対応も見られたというところで、現場で問題になっていました。具体的に言つたら、準半壊の方が半壊に再申請したいと言つたときに、それをやっても判定が下がる可能性があるのでというところが強調されるような説明だったと。なので、そこでちゅうちょして、本来再申請できるような方々であっても、それがうまく進まなかつたというところがありました。

その目安として、地震被災調査票の開示みたいなものも行われれば、1つの目安として考えられるということがあつたのですが、これがすんなりできたところと、かなり時間がかかってようやくできた自治体さん等もあって、おそらくこれは次の災害でもかなり問題になるところかなと思ったので、ぜひこの項目も事例紹介等で付け加えていただきたいと思います。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

浦野委員、もっとたくさんありそうな気がするので、メールで。

○浦野委員 分かりました。長くてすみません。

○福和主査 きっと浦野委員はいっぱい気がついていると思いますから、メールで事務局に、こんなことをもうちょっと書いたほうがいいんじゃないと、ぜひ連絡ください。

○浦野委員 分かりました。

○福和主査 多分、今、相当たくさん言つていただいたことの中で、ちょっと事例過ぎる話もあるし、ちゃんと書かないといけなさそうなこともありますので、ここは事務局と相談の上、どういう形で取り組めていけばいいか、ちょっと相談させていただけますか、浦野委員。

○浦野委員 はい。お願ひします。

○福和主査 ありがとうございます。

宇田川委員、お願ひします。

○宇田川委員 そうしましたら、手短に3つほど。

1つは、被害認定調査の件が440行目以降、被害認定調査と罹災証明交付の迅速化。その後、公費解体のところの1ポツで罹災証明交付後に速やかに解体申請ということがござい

ました。こうしたところはやはり大事でございまして、罹災証明発行が終わりではなくて、その先の被災者支援、生活再建支援機能、義援金等がございます。このあたりを一気通貫でワンストップでやろうということは、今回でも行われましたし、今後も大事だと思いますので、報告書には記載したほうがいいかと思いました。

これは既に内閣府さんのほうの手引き等でおっしゃっておられることだと思いますので、改めて周知くらいのレベルかもしれません、やはり罹災証明発行とか被害認定調査、そしてその後がばらばらではなくて、連続性を持っていることは改めて横断的にやるべきことは言つたらいいかと思いました。

2点目、民間専門団体との連携に入っているのかもしれないですが、何回か前に障がい者の当事者団体さんに発表いただいたことがあったかと思います。さっき女性の点は入っているという話がありましたが、こうした障害者支援団体との連携も、お招きして発表いただいた内容を入れたらと思いました。

3点目、これはちょっと細かい点ですが、268行目のところに被災者の支援情報を迅速に発信するということで、WGで発表された総務省様のお取組を記載されております。これはたいへん大事なわけですけれども、迅速にというスピードの観点であれば、いわゆるデジタルを使った取り組みとして、今回、珠洲市様がレアラートを使って被災者支援情報をデジタルで配信されていましたので、迅速にという標題であれば、このガイドブックと並べてこうしたデジタル的デジタル的な取組みも入れたらいいかがかなと思いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。よろしいですよね。いずれもおっしゃるとおりのような気がします。

あと、今の中で罹災証明と危険度判定の位置づけの違いが微妙にありそうなので、罹災証明を出すのは基本的に税務関係の方々が外観調査で見ていて、専門家が見ることがないのですよね。専門家が見ると、やはり多少判断が割れるところもありそうなので、これはすぐには無理だと思うのですけれども、ものすごく大きな災害になったときに、罹災照明をする被災度判定と応急危険度判定と、それから地震保険関係の被害認定とか、そのあたりをどうちゃんと効率よく的確に再申請がなるべくされなくともいいように進めるというのは、どこかで考えないといけないことかもしれないなとは感じました。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 まず1つ目は2次避難なのですけれども、いきなりマニュアルになっているのですが、そもそも2次避難の理念というか、なぜ2次避難を行うかというところをもう少しディスカッションを深めてやったほうがいいと思います。災害関連死の防止だと僕は思っているのですが、中学生が行ったり、そこが大分まだ曖昧な気がするのです。だから、今回の経験を踏まえて、今後の2次避難はどうすべきかということをきちんと議論して書いたほうがいいと思いました。

○福和主査 避難のあり方そのものですね。広域避難も2次避難も1.5次避難もそれぞれ

の位置付けを整理しないといけないということですね。

○加藤委員 そうですね。あと2つ目が、基本、現行のシステムが正しいという前提で、その改善を図るという形になっているのですけれども、そもそも現行のシステムがうまく機能したかどうかという検証が必要かなという気がしているのです。例えば医療に関しては、医療キャパシティが足りないとか、搬送手段も足りない。病院のキャパシティも足りない。実際にたらい回しにされて子供が亡くなったりもしているわけですね。

これもそうだし、あと、物資に関しても調達・輸送調整等支援システムというのがあるのですけれども、それがきちんと機能したかどうかとか、プッシュ型支援が果たしてどこまできちんと機能したかということを検証した上で、必要があれば現行のシステムを抜本的にこういう方向性で変えるべしというような、そういうこともあってもいいような気がします。

あとは細かい話なのですが、2点です。マンホールトイレ、これは非常に重要だと思うのですけれども、今、基本的には公共施設の敷地側にマンホールトイレをつくるという形になっているのですが、道路空間を活用するなどというと、大した準備なしで相当の数のトイレが確保できたりすると思うのです。トイレに関しても従来のやり方だとキャパが絶対的に足りない。であれば、新しい発想を加えてキャパを増やすという方向性で考える必要があるかなと。

そして、細かいところの2点目に関しては、公費解体の円滑化というのがあるのですが、これは公費解体手続の円滑化なのですね。今回の状況を見ると、手続を円滑化しても解体の迅速化にはつながらない。だから、次のボトルネックが今回見つかったような気がするのですね。そのことに言及して、これは抜本的にどう解消すればいいのかというのを解決策が見えないのでけれども、課題としてきちんと明記しておくことが重要なかなと思いました。

細かいところはあとメールでします。

○福和主査 ちょっと一回引いて見て、現状を点検しましょうというスタンスの御意見だと思いますから、今非常に詳細にたくさんの項目ができているので、ちょっと一回引いて見てみましょうか。大原委員の御意見ともよく似ているところがあるから、今のシステムをちょっと改善する。改善できたらいいこともあるのですよね。例えばDMATがコーディネーターの仕事をしてくれたおかげで災害関連死を随分防げた可能性もあって、急性期を担当していたはずのDMATが全体コーディネートをするようになった。そのようないいこともあるので、今のやり方がうまく変わってよくなつたことと、ちょっと限界があったことを整理しなさいということかと思います。それでいいですか。

○加藤委員 あとはDMATも含めてですけれども、今回何とか乗り切ったということだと思います。

○福和主査 ぎりぎりね。

○加藤委員 ぎりぎり何とか乗り切ったと。もしかすると別の仕組みを充てればもっと難

なく乗り越えられるかもしれない。今回の難なく乗り越えたというところをヒントにして新しい仕組みを考えていくというアプローチもあるのではないかなと思いました。

○福和主査 引いて見ると、例えば全体を調整していたはずのJVOADの人数が全体足りなくて、機能できる組織はあったけれども、ちょっと人数が少なくて実力が足りなかつたとか、そういうところのシステムはあるけれども、機能するにはどうすればいいかというようなことも必要なかもしれませんね。

○森久保参事官 御指摘ありがとうございます。これまでのシステムが今回どれぐらい機能したのかを検証するというのは非常に重要なことだと思うのですけれども、ただ一方で、程度の問題として、どの程度まで今回できるかというところはあるはあるのですけれども、今日資料としてお配りしているのは、今後こうするべきみたいなところを羅列しているところであるのですけれども、報告書にする際には、今回こういうことがあった、だからこういうことをするということにしていきたいなと思っているうちの後者の、だからこういうことをしていくというところだけを今お見せしているものですから、そういうふうに見えているところはあるかもしれません。そうはいっても検証の程度の認識の違いはあるかもしれませんのが、できるだけ今回こうだったということは書いていきたいと思っております。

○福和主査 ありがとうございます。

いいでしょうか。

もうあと2ページ、コメントはメールでもいいと思うのですけれども、説明だけはいただきたいと思いますので、それでは、II-6、7について御説明ください。

○森久保参事官 それでは、手短に御説明させていただきたいと思います。15ページ目でございます。

「II-6 多様な主体の連携等による支援体制の強化」、「被災地以外からの支援者に対する支援と活動拠点の確保」ということで、トレーラーハウス等の活用。それから、円滑な優先給油の実施のための緊急通行車両の事前登録。

それから、災害対応に従事する職員の健康管理ということで、平時からの産業保健の体制強化等。

それから、NPO法人や民間企業・ボランティア等の力を最大限活かすためということで、災害中間支援組織の設置・機能強化。平時からの関係や情報共有の仕組み。

それから、民間団体との協定締結の推進ということにしてございます。

「II-7 特徴的な災害を踏まえた対応」ということで、デジタル技術の活用として、例えばヘリ搭載カメラだとか、夜間の赤外線カメラの活用。各省庁が保有する定点カメラの設置位置や諸元等の情報の整理、資料化といったことにしてございます。

それから、衛星データ・民間カーナビ情報等の活用。

517行目に飛びまして、重要な各個別事象を専門に対処する体制の構築ということにしてございます。

最後、16ページ目でございます。新総合防災情報システムの活用。それから、それも含めた防災DXの推進。

それから、スターリンクや渋滞等での速やかな移動手段の確保。

それから、民間ドローンの活用。

「7-(2). アクセス困難地域における多様な進入手段の確保」ということで、車両や資機材の小型化や軽量化。それから、関係省庁の連携の下での訓練を通じた自衛隊航空機等での車両・資機材輸送可否の確認といったことなどを記載してございます。

それから、陸路・海路・空路の早期啓開に向けた体制整備、資機材の充実。計画の策定・見直し、訓練の実施といったこと。

それから、関係機関との連携の強化ということにしてございます。

554行目「7-(3). 地震の被災地において発生した水害への対応のあり方」として、まだこれは骨子レベルで、○にとどまっておりますけれども、地震被災地におけるリスク情報の共有。複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援。

最後、「II-8 引き続き検討すべき事項」として、自助・共助を促すための国民等の意識啓発のあり方の検討。想定される大規模災害に官・民の総力戦で臨むための体制や連携のあり方の検討ということにしておりますが、これを今後、今までいただいた御指摘も踏まえてブレークダウンしていきたいと考えております。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

それでは、皆さん、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

大原委員。

○大原委員 手短に申し上げますと、485行目に職員の健康管理というのがありますが、今回、群発地震下での大地震の中で災害対応しておられますので、やはり2次災害の危険がありました。ですので、職員の健康管理・安全確保とかで、2次災害がすごく重要であるということも入れていただけたらと思います。

○福和主査 健康管理アンド安全管理ですね。ありがとうございます。

宇田川委員。

○宇田川委員 最後のところ、分野横断的な話があったかと思いました。549行目がライフライン間の連携の部分だったと思います。こうした分野間のところで、確か応援職員のほうも総務省スキームのほかに水道、厚労省スキームがあって、この連携の話もあったかと思いました。これはもしかすると、ちょっと飛んでしまいましたが、前半の2-(3)の210行目で自治体職員を派遣するにあたっての国と被災自治体間の調整方法の整理というところがありますので、もしここにそうした、石川県の珠洲市に入るのが総務省の対口支援チームも水道分野の応援職員も、完全には無理だと思うのですけれども、極力同じような団体さんが入るように、例えなるべく神戸市さんが厚労省スキームの保健師さんも総務省スキームの対口支援も水道も入るといったことができるのであれば、と思いました。

この210行目ですが、派遣するにあたってとあるのですけれども、最初の派遣開始時のペアリングも大事なのですけれども、その後の応援団体の追加とか勢力の再配分とか、また応援の撤収というのもありますので最初も大事なのですけれども、途中、そして最後のほうまでうまく県庁などで全体を調整してもらえるといいのではないかと210行目関係で思いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

549行目からのこの枠を、前のほうと随分関係しそうなので、ここがいいのか、前に持っていたほうがいいのか、ちょっと一工夫あるかもしれませんですね。タイトルとしてアクセス困難地域における進入手段というところの項目ではないようにも感じられて、書いてあることからすると、多様な連携のほうに持っていってもいいかもしれません。ちょっと一回これは検討してみてください。

○森久保参事官 ここはアクセス困難地域ということで特化していたつもりではあるのですけれども、結果的にやるべきことが連携とかと共通してくるということで、そういうふうに見えてしまっているのかもしれません。

○福和主査 かもしれませんね。

そのほかいかがでしょうか。7-(3)とⅡ-8はすごく大事なところなので、ここはこれから膨らませた上で再度議論でいいのですよね。

加藤委員。

○加藤委員 民間団体との協定締結の推進ではないか。6-(3)ですね。民間企業と自治体の協定ベースというのが従来だったのですけれども、大規模災害のときには業界団体の協力を得て、主に大企業の民間の力をぐっと引き出すというようなことがあってもいいかなと常々思っています。

○福和主査 しかも、それは個別の基礎自治体とというよりはもうちょっと広域で連携しておかないと民の力が上手に使えないのですよね。だから、ここはちょっと民との連携の枠組みのあり方みたいなものが出てくるかもしれませんですね。

○加藤委員 はい。

○福和主査 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。オンラインの方は出ていないですね。

最後、急に時間に収まる感じになったのですけれども、大丈夫ですか。多分、今日は項目がすごく多いので、560項目で、多分これは最後のところを膨らませると600項目ぐらいになると思われますから、これがずらっと羅列されると、メリハリがなくなってしまうので、上手に、本当に大事なことをどうメリハリをつけてまとめるかというところはこれから考えていただければと思います。

最終的にはこういう全体報告書と、多分概要版というのができるはずなので、概要版のところには本当に大事なことのメリハリがついてくる。そこを作れば、もう一度、こ

んなことが大事ですよねというまとめもできると思いますから、ちょっとそういう努力をしていただければと思います。

そうしましたら、今日はここまで議論ということでおよろしいでしょうか。追加はメールでぜひお願いをいたします。だんだんお尻が切れてきていますから、効率よくやらないと報告書がとりまとまらないので、ぜひ御協力をお願いいたします。

では、事務局のほうにマイクをお返しします。

○藤本企画官 福和主査、また委員の皆様方、活発な御議論をどうもありがとうございました。

本日、十分御発言いただけなかった御意見につきましては、主査のほうからもお話がありましたとおり、事務局のほうにメールでいただけますと幸いでございます。次回会議の関係もありまして、できる限り早くいただけするとありがとうございます。

次回、第9回の会合につきましては、11月13日水曜日、10時から12時を予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきます。どうもありがとうございました。